

風の輪

風の輪 第15号

社会福祉法人 水仙福祉会

〒533 0004 大阪市東淀川区小松1丁目13 20

☎06 6328 4019 Fax06 6325 9710

題字 岡村 重夫

介護保険制度の導入から三カ月

今、水仙の家では

水仙の家 施設長

禅定 正世

公的介護制度の始まり

我が国は今年、高齢者（六十五歳以上）の割合が、総人口の一七%台に達し、超高齢社会時代を迎えました。世界に類のない速さです。高齢者の介護・福祉は日本社会にとって避けられない関心事です。

そこで、高齢者に対する公的介護保険制度が制定され、社会全体の支援を受けながら家族の絆を大切に、個人のかげがえのない人生を全うできるようにと動き出しました。水仙の家ではこの四月から新制度による介護福祉サービ

ス事業者として、大阪府の認可を受け、高齢者に対するサービスが始まりました。

新しい制度は

◎利用者にとっては、行政機関が定めたサービスを受ける措置制度から、自らがサービス内容を選べる選択制度への移行。

◎サービス事業者は、従来、行政からの補助金と利用者の直接負担金で賄ってきた運営費を、今後は四十歳以上に課せられる介護保険金の給付を受けて賄う。

このように従来の制度から一八〇度の転換をしました。

四つの事業

水仙の家では、東淀川区及び吹田市の一部在住の方々に

☆居宅介護支援事業

（ケアプランの作成）

ケアマネージャーが、利用者の相談にのり、必要な支援が受けられるように介護サービスの計画を立て、機関や施設との連絡や調整に当たる。

☆通所介護事業

（デイサービス）

利用者に食事・入浴・人との交流・レクリエーションなどを提供する。

☆訪問介護支援事業

（ホームヘルパー派遣）

在宅の利用者を訪問し、食事・入浴・排便などの身体介護や、掃除・洗濯・買い物などの家事援助や通院援助を行う。また、利用者の話し相手になり相談・助言もする。

以上、三つの介護保険によるサービス他に、介護や福祉制度について、一緒に考え援助する在宅介護支援センターを開いています。

高齢者一人ひとりを、私達の人生の先達者として、その基本的人権を尊重し、自立して在宅生活が営めるように援助します。

この三カ月間、現場では

四・五月は、利用者サービス利用についての契約書の確認と交換をしましたが、介

護の総てが点数で表される仕組み（それが介護報酬となる）に慣れるのに、利用者も職員も想像以上の時間を要し、こうした契約方法のあり方が、本当のサービスになっているのかを検討する必要があります。ケアマネージャーは、利用者が認定された介護度を参考にしながら、必要と思われるサービスのメニューを提示し、利用者が主体的に選べるように相談にのりながら、家庭環境や経済負担、その他の主訴に対しても十分に配慮しなければなりません。利用者にとって介護度が適切に認定され、ニーズに応じた介護が受けられることは、望ましいことですが、一方では、支払うべき一割の自己負担金が、かなり重いと感じています。この上に毎月一定の保険料を払うことになれば、サービスの辞退にもなりかねません。これも又一考を要します。

いずれにしても、まだ始まったばかりですが、問題は山積みです。理想の介護と現実の距離は大きく、職員は試行錯誤を繰り返しながら、介護の質の向上を目指したいと話しているところです。

水仙の家で

